

(証券コード 9640)

平成23年5月25日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社 セゾン情報システムズ

代表取締役社長 宮 野 隆

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災で被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月9日(木曜日)17時45分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

議決権行使書用紙に記載のURLにアクセスしていただき、平成23年6月9日(木曜日)17時45分までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては3頁から5頁に記載の「インターネットによる議決権の行使について」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年 6月10日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ ワールドインポートマート
5階コンファレンスルーム
3. 目的事項
報告事項
 1. 第42期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第42期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第 1 号 議 案 剰余金の処分の件
- 第 2 号 議 案 取締役12名選任の件
- 第 3 号 議 案 監査役 1 名選任の件
- 第 4 号 議 案 当社大規模買付ルール（買収防衛策）更新の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社のインターネットウェブサイト（<http://home.saison.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権の行使について

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了解いただいたうえで行使していただきますよう、お願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

- 1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。インターネットにより議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
- 2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関してのみ有効です。
次の総会の際には、新たな議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- 3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 4) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 5) インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株皆様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1) <http://www.it-soukai.com/>にアクセスしてください。
行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスできません。
- 2) 議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右上に記載しております（なお、万全のセキュリティ確保のため、画面の案内に従い、株皆様ご自身がパスワード変更を行うことができます）。
- 3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3. セキュリティについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。また議決権行使書面に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

4. ご利用環境

- | | |
|------------|--|
| ◎パソコン | Windows®機種
(携帯電話、PDA、ゲーム機には対応していません。) |
| ◎ブラウザ | Microsoft® Internet Explorer 5.5以上 |
| ◎インターネット環境 | プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境 |
| ◎画面解像度 | 1024×768以上をご推奨いたします。 |

(注) Microsoft、Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

5. お問い合わせ先

- 1) インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 **インターネットヘルプダイヤル**
電話 0120-768-524 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00 土日休日を除く。)

- 2) 上記1) 以外の住所変更等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く。)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、収益の向上が株主の皆様への利益還元につながる業績との連動性強化と、万一業績が悪化しても一定の配当水準を維持する安定配当の両立を図ることを、利益配分の基本方針としております。

第42期につきましては、このような方針の下、通期業績が好調であったことから、特別配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき40円（うち、普通配当30円・特別配当10円）といたします。

この場合の配当総額は、647,993,560円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月13日といたします。

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役梶山正博氏は平成23年3月31日付で辞任により退任し、また本総会の終結の時をもって取締役全員（10名）が任期満了となります。経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 (※印は現職)	所有する 当 社 株式の数
1	よこやま みつお 横山三雄 (昭和25年1月5日生)	昭和48年4月 株式会社緑屋（現株式会社クレディセゾン）入社 昭和63年2月 同社情報システム部長 平成7年4月 同社企画室長 平成11年4月 同社営業統括部長（兼）クレジット推進部長 平成13年2月 同社営業計画部長 平成13年6月 同社取締役 平成15年3月 同社西日本事業部長 平成16年3月 あさひカード株式会社（現りそなカード株式会社）入社 平成16年6月 同社取締役副社長 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成22年6月 ※当社代表取締役会長	一株
2	みや の たかし 宮野隆 (昭和25年9月27日生)	昭和48年4月 コンピューターサービス株式会社（現株式会社CSK）入社 昭和60年12月 同社取締役 昭和63年12月 同社常務取締役 平成7年6月 同社専務取締役 平成9年6月 同社代表取締役副社長 平成10年11月 株式会社CSK・エレクトロニクス（現株式会社MAGねっとホールディングス）代表取締役副社長 平成11年3月 同社代表取締役社長 平成13年8月 同社代表取締役会長 平成14年3月 株式会社ジェー・アイ・イー・シー（現株式会社JIEC）代表取締役社長 平成16年6月 株式会社CSK顧問 平成16年8月 当社顧問 平成16年10月 ※当社代表取締役社長 平成17年4月 当社営業本部長、カード戦略推進部管掌 平成18年4月 当社営業本部管掌、カードシステム事業部管掌 世存信息技术(上海)有限公司董事	18,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 (※印は現職)	所有する 当社 株式の数
3	たなべ けいすけ 田辺 圭佑 (昭和22年11月21日生)	昭和45年3月 株式会社緑屋（現株式会社クレディセゾン）入社 昭和56年3月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成11年6月※株式会社ファシリティエキスパートサービスズ（現株式会社フェス）取締役 平成16年4月 当社常務取締役 当社システムセンター長、カードシステム事業統括管掌 平成16年6月※当社通信建設工事技術担当 平成17年4月 当社安全・品質保証室長、カードシステム事業部管掌、システムセンター管掌 平成18年4月※当社システムサービスセンター長 平成21年4月※世存信息技术(上海)有限公司董事 平成21年6月※当社専務取締役	5,400株
4	のつひろお 野津 浩生 (昭和35年3月13日生)	昭和59年4月 当社入社 平成13年4月 当社経営企画部長 平成13年6月※当社取締役 平成16年5月 株式会社流通情報ソリューションズ取締役 平成16年11月 株式会社ファシリティエキスパートサービスズ（現株式会社フェス）取締役 平成17年4月 株式会社HRプロデュース取締役 平成17年5月 当社BPO事業部長 平成21年4月※当社コンプライアンス室長 当社品質管理部担当	10,600株
5	にし かわ しんじ 西川 信次 (昭和26年2月10日生)	昭和46年3月 株式会社西友ストアー（現合同会社西友）入社 昭和47年3月 当社入社 平成15年4月 当社HULFT事業部長 平成15年6月※当社取締役 平成17年4月 当社HULFT開発センター長 平成18年4月※世存信息技术(上海)有限公司董事長 平成19年12月 当社品質管理部担当 平成21年4月※当社HULFT事業部長	2,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 (※ 印 は 現 職)	所有する 当 社 株式の数
6	たき ざわ やすし 瀧澤 靖 (昭和27年2月16日生)	昭和50年4月 日本エス・シー・アール株式会社 (現日本NCR株式会社) 入社 昭和63年12月 流通システム・エンジニアリング株 式会社入社 平成元年2月 同社取締役 平成10年2月 同社常務取締役 平成12年5月 当社入社 平成14年4月 当社金融システム計画部マネージャ ー 平成15年10月 当社金融システム事業部長代理 平成17年4月 当社カードシステム事業部長 平成20年4月※当社金融システム事業部長 平成20年6月※当社取締役	500株
7	みず かみ りゆうたろう 水 上 龍太郎 (昭和29年11月17日生)	昭和48年4月 コンピューターサービス株式会社 (現株式会社CSK) 入社 平成3年4月 同社産業システム事業部長 平成6年4月 同社オープンシステム事業部長 平成14年4月 同社BPO開発本部コンタクトセンター 部長 平成17年3月 当社入社 平成19年4月 当社営業本部長 平成20年6月※当社取締役 平成21年4月※当社流通サービスシステム事業部長 ※当社営業推進室長 平成22年5月※株式会社HRプロデュース取締役	2,500株
8	あか ぎ おさむ 赤 木 修 (昭和37年8月21日生)	昭和62年4月 大和証券株式会社(現株式会社大和 証券グループ本社) 入社 平成4年6月 日本インフォメーション・エンジニ アリング株式会社(現株式会社JIEC) 入社 平成16年10月 当社入社 平成17年5月 当社経営企画部長 平成18年4月※世存信息技术(上海)有限公司董事 平成22年4月※当社コーポレートサービス本部長 平成22年5月※株式会社HRプロデュース取締役 平成22年6月※株式会社フェス取締役 ※当社取締役 ※当社経営企画室担当	2,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 (※ 印 は 現 職)	所有する 当 社 株式の数
9	つち はし しん ご 土 橋 真 吾 (昭和34年10月29日生)	昭和57年4月 株式会社西武クレジット（現株式会 社クレディセゾン）入社 平成16年2月 同社関連事業部長 平成16年3月 出光クレジット株式会社監査役 平成18年10月 静銀セゾンカード株式会社監査役 平成19年3月 株式会社クレディセゾン財務部長 平成19年4月 株式会社セゾンファンデックス取締 役 平成21年5月 株式会社アトリウム監査役	一株
10	た なか じゅん いち 田 中 順 一 (昭和35年1月10日生)	昭和58年4月 株式会社西武クレジット（現株式会 社クレディセゾン）入社 平成12年2月 同社ネット推進部長 平成17年3月 同社事業開発部長 平成18年9月 同社キャッシング部長 平成19年3月 同社カードファイナンス部長 平成19年8月 同社戦略プロジェクト室部長 平成20年3月 ワイコムセゾン株式会社代表取締役 専務	一株
11	あ だち かず ひこ 安 達 一 彦 (昭和19年2月26日生)	昭和42年4月 株式会社日本ユニバック総合研究所 入社 昭和45年4月 日本シーディーシー株式会社入社 昭和49年10月 日本マーク株式会社代表取締役社長 昭和54年7月 日本タンデムコンピューターズ株式 会社代表取締役社長 昭和59年12月 株式会社インテリジェントウェイブ 代表取締役社長 平成12年6月 社団法人日本パーソナルコンピュ ータソフトウェア協会（現社団法人コ ンピュータソフトウェア協会）副会 長 平成14年6月※当社取締役 平成17年2月※株式会社インテリジェントウェイブ 取締役会長	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 (※印は現職)	所有する 当社 株式の数
12	かわのただあき 川野 忠明 (昭和24年9月2日生)	昭和47年4月 株式会社野村電子計算センター（現 株式会社野村総合研究所）入社 平成5年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社専務取締役 平成14年4月 エヌ・アール・アイ・データサービ ス株式会社代表取締役副社長 平成18年4月 株式会社野村総合研究所専務執行役 員 平成18年6月 同社取締役専務執行役員 平成20年4月 同社代表取締役専務執行役員 平成21年4月 同社取締役 平成22年6月※同社顧問	一株

- (注) 1. 土橋眞吾氏、田中順一氏及び川野忠明氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 安達一彦氏及び川野忠明氏は、社外取締役候補者であります。
また、川野忠明氏は、大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 安達一彦氏及び川野忠明氏を社外取締役候補者とした理由
- (1) 安達一彦氏は、株式会社インテリジェントウェイブの創業者かつ経営者として豊富な経験と見識を有しており、社外取締役としての在任期間中は、業務執行を行う経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定を行う上での適切な助言と提言をいただいております。
- (2) 川野忠明氏は、長年にわたり株式会社野村総合研究所の経営に携わられており、その経験を通じて培われた企業経営に関する豊富な経験と高い見識をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の経営全般に適切な助言と提言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 安達一彦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって9年です。
6. 当社は、各社外取締役との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約において責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役富澤 宏氏は本総会の終結の時をもって辞任により退任します。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況 (※ 印 は 現 職)	所有する 当 社 株式の数
すが さき さとる 菅 崎 悟 (昭和23年10月21日生)	昭和42年3月 株式会社緑屋 (現株式会社クレディセゾン) 入社 平成15年3月 同社関連事業部長 平成16年4月 当社入社 平成16年5月 株式会社流通情報ソリューションズ取締役 株式会社ファシリティエキスパートサービス (現株式会社フェス) 取締役 平成16年6月※当社取締役 ※当社財務経理部長 平成17年4月 当社営業管理部担当 ※株式会社HRプロデュース監査役 平成17年5月 株式会社フェス監査役 平成18年5月※株式会社フェス取締役	5,100株

- (注) 1. 菅崎 悟氏は、新任の監査役候補者であります。
 2. 菅崎 悟氏は、本総会の終結の時をもって任期満了により当社取締役を退任します。
 3. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 当社大規模買付ルール（買収防衛策）更新の件

当社は、平成22年12月27日開催の取締役会において、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして大規模買付ルール（買収防衛策）（以下、「旧ルール」といいます。）を導入いたしました。旧ルールの有効期間は、当社が直近に開催する株主総会の終結の時までとされているため、旧ルールは、本総会の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

当社は、この旧ルールの有効期間の満了に先立ち、平成23年5月12日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様からのご承認をいただくことを条件として、更新すること（以下、「本更新」といいます。）を決議いたしました。

つきましては、株主の皆様の本更新についてのご承認をお願いするものです。

1. 提案の理由

当社取締役会は、大規模買付行為（下記2.「提案の内容」の2.（1）に定義されます。以下同じ。）を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様へ株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者（下記2.「提案の内容」の2.（1）に定義されます。以下同じ。）の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そこで、当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を

可能にすることを目的として、本更新を行うことといたしました。

2. 提案の内容

1. 大規模買付ルールの目的

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の買収を行おうとする者が従うべきルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を策定し、買収がルールに従って行われない場合や当社の企業価値又は株主の共同の利益に資さない場合には、対抗措置を発動することができるようにいたしました。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の買収を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。大規模買付ルールは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の買収を抑止すると共に、当社株式の買収が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる買収に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付ルールの適用（大規模買付行為の意義）

当社の発行する株券等（※1）の買付行為（買付け等その他の取得、買付け等その他の取得の申込み又は売付け等その他の処分の申込みの勧誘を含みます。以下同じとします。）を行おうとする者のうち、大規模買付ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下、「大規模買付者グループ（※2）」といいます。）の議決権割合（※3）を28%以上とすることを目的とする買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、②当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が28%以上となる買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、①及び②の買付行為又はこれに類似する行為の一方又は双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）です。

※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項

又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

- ※2 大規模買付者グループとは、(i) 当社の株券等（同法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みません。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みません。以下同じとします。）、並びに (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みません。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- ※3 議決権割合とは、(i) 大規模買付者グループが上記※2 (i) の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）を加算して計算するものとします。）、(ii) 大規模買付者グループが上記※2 (ii) の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、当社は、その合理的な裁量において、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書等に依拠することができるものとします。

(2) 大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、大規模買付ルールに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した法的拘束力のある書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下、これらを「必要情

報」といいます。)の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。

必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含むものとします。

- ① 大規模買付者グループの概要
- ② 大規模買付行為によって達成しようとする目的
- ③ 大規模買付行為の方法及び内容
- ④ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ⑤ 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 大規模買付行為の後における当社の株主（大規模買付者を除く。）、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針

(3) 当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（但し、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示するものとします。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

なお、当社取締役会は、下記4.記載のとおり、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

(4) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

(5) 大規模買付ルールの適用除外

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後大規模買付ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。

なお、具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙1に記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。

但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記(1)と同様の対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合に

該当するものとします。

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- (c) 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における事業計画、及び当社の他の株主、顧客、従業員等の利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な大規模買付行為である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、顧客、従業員等との関係又は当社の企業風土を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- (e) いわゆる反社会的組織又はその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為である場合

4. 対抗措置を発動する場合の手続

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、大規模買付ルールに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対抗措置の発動の是非等について諮問します（特別委員会の概要については添付資料のとおりです。）。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様へ開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

また、当社取締役会は、①特別委員会が対抗措置の発動に関して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、又は、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本更新時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本更新時点においては、新株予約権無償割当て等は行われませんので、株主の皆様への権利関係及び経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目

的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）が権利関係又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、当該決定に際して割当期日を定め、これを公告いたします。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、当社の書式による一定の誓約書をご提出いただいたうえ、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。但し、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することがあり、この場合、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）は、原則として、新株予約権を行使するための財産の出資を行うことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領することになります（この場合も、株主の皆様当社書式による一定の誓約書をご提出いただくことがあります。）。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

6. 大規模買付ルールの見直し等

大規模買付ルールの有効期間は、平成23年6月10日開催の当社第42期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、大規模買付ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されるものとします。

なお、大規模買付ルールや対抗措置の内容については、適用ある法令及び株式会社大阪証券取引所の規則に従い継続的に開示する予定です。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法
当社取締役会が定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。また、当社が株式分割又は株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
割当日における当社の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件
大規模買付者、その共同保有者及びその特別関係者、これらの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け又は承継した者、これらの者の関連者（親会社、子会社、兄弟会社及び協調して行動する者として取締役会が認めた者を含む。以下、本項に基づき新株予約権を行使することができない者を総称して「非適格者」という。）は、一定の例外的事由（※1）が存在する場合を除き、新株予約権を行使できない。

7. 取得条項

当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者（但し、非適格者を除く。）に対して、当社が新株予約権を取得するのと引換えに、新株予約権1個あたり当社普通株式1株を上限として交付することができるものとする。

また、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する取締役会において変更され得るものとする。

※1 具体的には、(x) 大規模買付者が新株予約権無償割当ての決議後に大規模買付行為を中止若しくは撤回又は爾後大規模買付行為を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託して当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 大規模買付者グループの議決権割合（但し、議決権割合の計算にあたっては、大規模買付者グループ以外の非適格者についても大規模買付者グループとみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者議決権割合」という。）が、(i) 当該大規模買付行為の前における非適格者議決権割合又は (ii) 28%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることが定められることが予定されている。なお、かかる非適格者による新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとする。

以 上

特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名により構成されます。

- ① 当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者
- ② 有識者については、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者であり、かつ、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者

2. 委員の略歴

① 竹原 相光 (たけはら そうみつ)

(略歴)

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 平成2年9月 | 中央新光監査法人 社員 |
| 平成8年8月 | 中央監査法人 代表社員 |
| 平成11年1月 | 預金保険機構買取価格審査会 委員 |
| 平成12年7月 | 中央青山監査法人トランザクションサービス部 部長 |
| 平成17年3月 | 中央青山監査法人 退所 |
| 平成17年6月 | ZECO0パートナーズ設立 同代表 (現任) |
| 平成17年6月 | 株式会社東京放送企業価値評価特別委員会 委員 (現任) |
| 平成17年10月 | 株式会社三菱ケミカルホールディングス監査役 (平成22年6月退任) |
| 平成18年10月 | 平成19年度公認会計士試験委員 (会計学管理会計論) |
| 平成19年6月 | 株式会社三菱製紙独立委員会 委員 (現任) |
| 平成19年8月 | 株式会社廣濟堂企業価値向上委員会 委員 (現任) |
| 平成19年8月 | ブルドックソース株式会社独立委員会 委員 (現任) |
| 平成21年4月 | 明治大学会計専門職大学院特任教授 (現任) |

② 福島 洋尚 (ふくしま ひろなお)

(略歴)

- 平成6年4月 南山大学法学部専任講師
- 平成9年4月 南山大学法学部助教授
- 平成12年4月 法政大学法学部助教授
- 平成15年4月 法政大学法学部教授 (平成23年3月退任)
- 平成18年9月 ミュンヘン大学法学部客員研究員 (平成20年8月退任)
- 平成20年12月 公認会計士試験委員 (企業法) (現任)
- 平成23年4月 早稲田大学大学院法務研究科 (現任)

③ 松山 遥 (まつやま はるか)

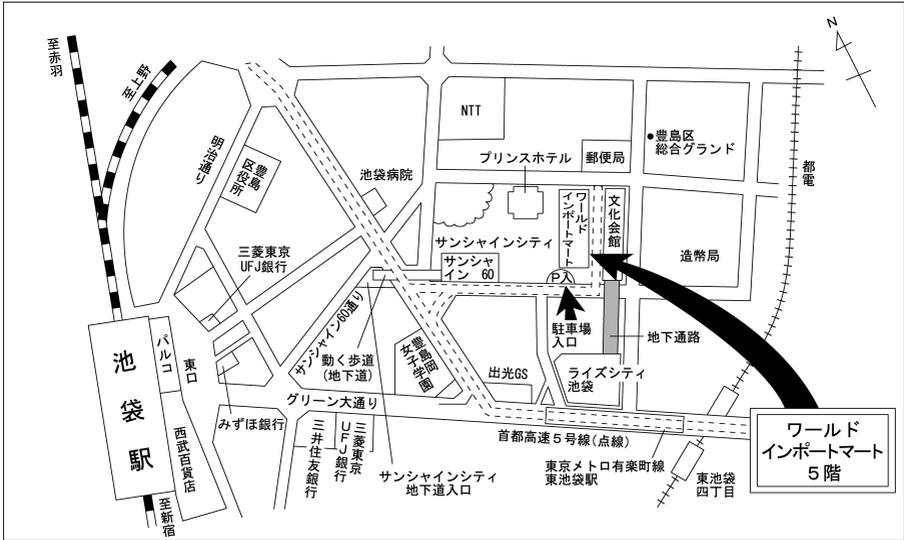
(略歴)

- 平成7年4月 東京地裁判事補 任官
- 平成12年7月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)
- 平成12年7月 日比谷パーク法律事務所入所
- 平成14年1月 日比谷パーク法律事務所 パートナー

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ ワールドインポートマート
5階コンファレンスルーム



J R 線 池袋駅東口より徒歩10分

東京メトロ 有楽町線東池袋駅6、7番出口より徒歩5分

都 電 東池袋四丁目より徒歩7分

車 首都高速5号線ご利用の方は東池袋ランプでお降りください。

※ 車でお越しの場合は、駐車券のご用意はございませんのでご了承ください。